

## 長崎市監査公表第 13 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 4 年 12 月 27 日

長崎市監査委員 柴 原 慎 一  
同 三 谷 利 博  
同 奥 村 修 計  
同 林 広 文

### 1 監査の種類

財務監査(工事監査) (令和 4 年 8 月 19 日付 長崎市監査公表第 10 号)

### 2 監査の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 7 月 27 日まで

### 3 措置を講じた部局

区分	部局名	所属名
指摘	土木部	土木建設課
	中央総合事務所	地域整備 2 課
	上下水道局事業部	下水道建設課

### 4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

所属名	指摘	措置
<p>土木部 土木建設課</p>	<p>端島海岸海岸災害復旧工事</p> <p>高さ2 m以上の場所での出来形計測時に、要求性能墜落制止用器具着用等の墜落防止対策をしていなかった。適切な安全管理の指導に留意されたい。</p>	<p>定期的実施している工事担当者会議等を通じ、適切な安全管理や法令遵守の指導に関して職員への周知徹底を図った。</p> <p>併せて、受注者に対し通知文を提出し、安全管理、法令遵守について再認識してもらった。</p>
<p>土木部 土木建設課</p>	<p>市道相川町四杖町1号線測量及び道路詳細設計業務委託</p> <p>道路上で測量をしていたが、道路交通法に基づく道路使用許可を受けていなかった。法令遵守の指導に留意されたい。</p>	<p>定期的実施している工事担当者会議等を通じ、適切な法令遵守の指導に関して職員への周知徹底を図った。</p> <p>併せて、受注者に対し通知文を提出し、法令遵守について再認識してもらった。</p>

所属名	指摘	措置
<p>中央総合事務所 地域整備 2 課</p>	<p>魚の町公園整備工事</p> <p>都市公園の整備において、長崎市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例に規定している階段の手摺を設置していなかった。適正な設計に留意されたい。</p>	<p>今後の工事施行に際し適正な設計に留意するよう、地域整備 1 課及び 2 課の若手職員を対象とした勉強会を実施した。また、各総合事務所の地域整備課長及び係長が集まる会議において事例紹介を行い、再発防止に努めることとした。</p> <p>なお、未設置であった手摺は、令和 4 年 10 月に設置した。</p>
<p>上下水道局事業部 下水道建設課</p>	<p>栄町ほか内径 300 耗污水管推進工事</p> <p>バックホウによる路盤整正の際、労働安全衛生規則に基づく接触防止の対策である作業員の立入禁止や誘導者による適切なバックホウの誘導を行っていなかった。適切な安全管理の指導に留意されたい。</p>	<p>令和 4 年 9 月 8 日、課内職員に対し指摘・指導事項についての研修を行い周知を徹底した。また、上下水道局、全技術職員へも同様の研修を行っている。</p> <p>併せて、受注者に対し令和 4 年 9 月 12 日付、通知文を提出し安全管理について再認識してもらった。</p> <p>今後同様な業務を発注するため、工事着手前の指示事項に項目を追加し周知徹底を図り再発防止に努めることとした。</p>